教育費の負担軽減

道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税相当である世帯に対し、奨学のための給付金を支給します。

支給要件	次の全てに該当していることが必要です。 ●生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者全員の道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税（年収270万円未満程度）の世帯（家計急変による経済的理由から非課税相当である世帯（家計急変世帯）を含む）であること。 ●保護者、親権者等が北海道内に在住していること。 ●国の就学支援金支給対象である学校に平成26年4月1日以降に入学し、在学していること。

支給額	支給区分		支給額
	1.生活保護（生業扶助）受給世帯（家計急変世帯を除く）	全日制の高校生	1人当たり年額　52,600円
		通信制の高校生	1人当たり年額　52,600円
	2.道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税の世帯（1に該当する世帯を除く）	①全日制の高校生（②に該当する場合を除く）	1人当たり年額　137,600円
		②・2人目以降の全日制の高校生 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の全日制の高校生　等	1人当たり年額　152,000円
		③通信制の高校生及び専攻科に通う生徒	1人当たり年額　52,100円

備考	・家計急変世帯については、申請月の翌月以降の月数に応じた①～③の額が支給されます。 ・支給要件に該当していれば、学年の進行に合せて毎年度支給されます。 ただし、利用するためには毎年度（7月頃）申し込みが必要です（家計急変世帯については7月以降随時受付）。 ・返済は不要です。

※奨学のための給付金は、私立特別支援学校高等部に通う生徒には、支給されません。

【世帯構成別の給付金の内訳〈全日制の場合〉】

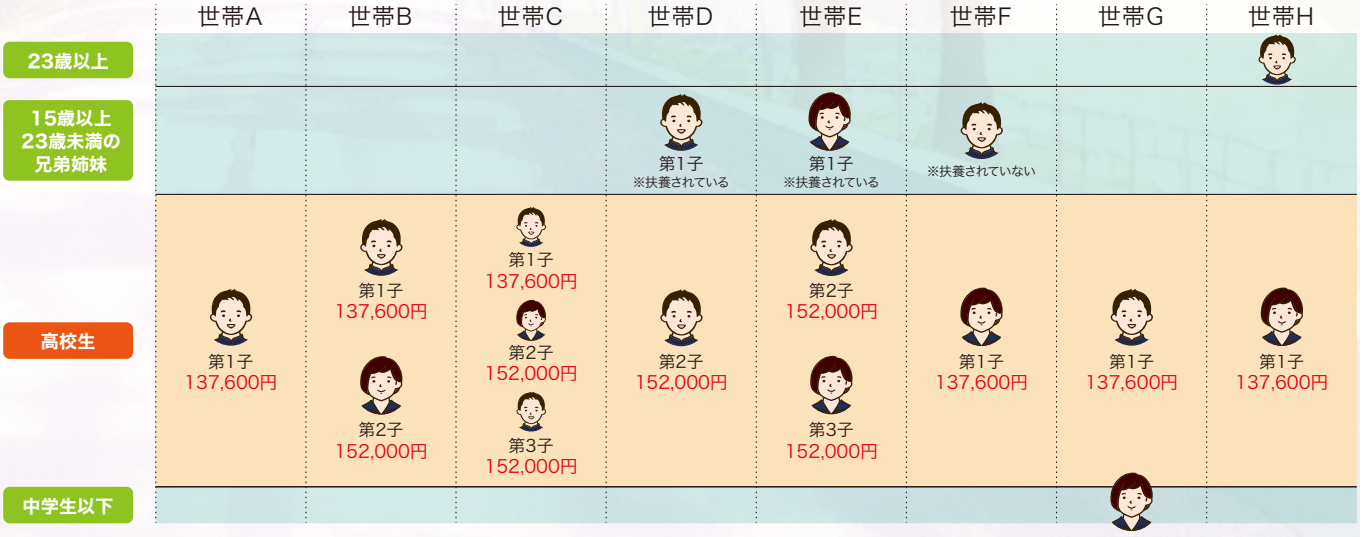

※制度の申し込みは、学校を通じて行います。学校からの案内を必ず確認してください。
※制度の詳細は、北海道総務部教育・法人局学事課のホームページをご覧ください。

北海道総務部教育・法人局学事課HP

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gki/